

※この法令は廃止されています。
平成五年通商産業省令第七十八号

商工会及び商工会議所による小規模事業者
の支援に関する法律に基づき全国商工会連
合会及び日本商工会議所が行う債務の保証
に係る財務及び会計に関する省令
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支
援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第十
六条の規定に基づき、同法に基づき全国商工会連
合会及び日本商工会議所が行う債務の保証に係る
財務及び会計に関する省令を次のように制定す
る。

（特別の会計）

第一条 全国商工会連合会又は日本商工会議所
(以下「全國團体」という。)は、商工会及び商
工会議所による小規模事業者の支援に関する法
律(平成五年法律第五十一号。以下「法」とい
う。)第十三条に規定する特別の会計として、
法第十条第一項又は第二項に規定する事業に係
る経理に関する会計を設け、資産、負債、收
入、支出その他必要な事項を整理しなければな
らない。

（余裕金の運用）

第二条 全国団体は、次の方法によるほか、法第
十条第一項又は第二項に規定する事業に係る業
務上の余裕金を運用してはならない。
一 国債その他経済産業大臣の指定する有価証
券の所有
二 銀行その他経済産業大臣の指定する金融機
関への預金
三 信託業務を行う金融機関（金融機関の信託
業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律
第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金
融機関をいう。）への金銭信託

附 則

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一六年一二月二八日経済產
業省令第一二六号) 抄
この省令は、平成十三年一月六日から施行す
る。

附 則 (平成一六年一二月二八日経済產 業省令第一二六号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、信託業法の施行の日（平成
十六年十二月三十日）から施行する。
附 則 (平成一九年九月二八日経済產
業省令第三六八号)
この省令は、平成十三年一月六日から施行す
る。

附 則 (平成一六年一二月二八日経済產 業省令第六七号) 抄

1 (施行期日)
この省令は、平成十九年十月一日から施行す
る。

3 旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関
係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律
第一百二号）附則第五条第一項の規定によりなお
その効力を有するものとされる同法第二条の規
定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法
律第四十四号）第七条第一項各号に規定する
郵便貯金をいう。)は、第三条の規定による改
正後の商工会及び商工会議所による小規模事業
者の支援に関する法律に基づき全国商工会連合
会及び日本商工会議所が行う債務の保証に係る
財務及び会計に関する省令第二条第二号の規定
の適用については、銀行への預金とみなす。

附 則 (平成二六年九月二六日経済產 業省令第四八号)

この省令は、公布の日から施行する。